

報 告 書

令和4年度 子ども相談所の運営に関する評価・検証

1 はじめに

(1) 子ども相談所の評価・検証の目的

子ども相談所の運営について、児童福祉や法律、医療などに関して専門知識を有する委員が評価・検証することにより、子ども相談所における子どもや家族への関わりをより高度なものとし、子ども虐待をはじめとする諸問題の未然防止、早期発見及び適切な対応に資するため、児童福祉法第12条7項の規定及び、「児童虐待防止対策支援事業の実施について（平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に基づき、堺市社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども虐待検証部会において実施するものである。

(2) 評価・検証の対象

子ども相談所は、『家庭支援課』・『虐待対策課』・『育成相談課』・『一時保護所』の4課体制であるが、毎年度2課を評価・検証の対象とし、各課について隔年ごとに評価・検証を行ってきた。『一時保護所』については、令和4年度から独自で第三者評価を実施することに変更したため、今回は『育成相談課』と『育成相談課里親相談』を対象とした。

(3) 実施内容及び手順

- ① 子ども相談所職員による業務ごとの自己点検票の作成
(事前に業務ごとに設定した自己点検項目に基づくチェック)
- ② 自己点検票に基づき、委員による子ども相談所へのヒアリングを実施
(令和5年3月2日)
- ③ 委員による評価・検証
(令和5年3月7日)

2 評価・検証結果

育成相談課及び子ども相談所全体に共通する事項について

【現状】(入所施設の確保)

- ・社会資源の確保に向け、令和3年度に局内で社会的養育ワーキンググループを立ち上げ、具体的な議論を進め、その成果として令和5年度に乳児院が開設される。現在は自立援助ホーム設立に向けた検討を行っている。

【意見】

- ・社会的養育ワーキンググループの協議の結果、乳児院が開設されるなど一定の評価はできるが、児童心理治療施設など堺市に設置がない施設や機能についての計画策定を行い、それに基づいた整備を強く望む。

【現状】（専門性の確保・スーパーバイザーの増員）

- ・児童福祉司・児童心理司の大幅な増員がなされ、研修及びスーパーバイズの体制を構築し人材育成に取り組んでいる。スーパーバイザー配置の国基準は満たしているが、指導する立場のスーパーバイザーがケースを担当するなど専任でない状態である。

【意見】

- ・専門性を高めるためにさまざま研修等を実施している。どうしても受け身的になるので、自らが問題意識を持てるような工夫を検討してはどうか。また、研修では死亡等重大事案についての事例研究を行うことも学びが大きい。
- ・スーパーバイザーの配置が国基準をクリアしていることは評価できるが、新規の職員が増えている中でSVの必要性が高くなっているため、外部の専門家の活用も含めてSV体制の拡充に一層努められたい。
- ・法律が目指しているのは専任のスーパーバイザーである。係長などが職責を果たしながら重層的にスーパーバイズを行っているが、スーパーバイザーの役割分担の明確化も必要ではないか。

【現状】（子どもへの心理的ケア）

- ・心理的ケアや支援を必要とする親子は増えてきているため、外部機関、医師、大学教授など、幅広く協力を得て支援している。

【意見】

- ・今後、受け入れ枠の拡大や、社会資源の開拓や育成も市として一層取り組んでいただき、職員としては、支援に対するマネジメント能力の向上が求められる。

里親相談について

【現状】（里親委託率の推進）

- ・令和4年度を「さかい里親 YEAR」と位置づけ、庁内関係部局と連携し集中的に広報啓発活動に取り組んでいる。ファミリーホームは、令和3、4年度に各1か所ずつ開設し4か所に増加している。

【意見】

- ・里親支援機関、里親会と連携しながらの広報啓発に一層里親さんの協力を得る必要がある。また、里親同士の支え合いは大事なため、ピアカウンセリングが実施できる機関などを含めた里親支援体制の充実が求められる。

3 子ども虐待検証部会委員名簿

委員名	所属等	
才村 純	東京通信大学 名誉教授	部会長
加藤 曜子	流通科学大学 名誉教授	副部会長
石田 文三	いぶき法律事務所 弁護士	
坂本 晴子	大阪赤十字病院 新生児・未熟児科兼救急部部長 医師	
松島 章晃	杏和会 阪南病院副院長 精神科医	

○ 令和4年度 子ども相談所運営評価・検証【非公開】

- ・第1回 令和5年3月2日（木）15時～17時
堺市総合福祉会館 会議室
- ・第2回 令和5年3月7日（火）15時～17時
堺市総合福祉会館 会議室